

平成23年10月19日
保健福祉局介護・医療企画担当局長決定

京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービス利用者の安全性の確保を図るため、次条に規定する小規模介護福祉施設における老朽改修等整備事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおり定める。

(1) 小規模介護福祉施設 次に掲げる施設をいう（本市域内に存するものに限る。）。

ア 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（定員29名以下のものに限る。）

イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（ケアハウス）。ただし、介護保険法第8条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る。

ウ 介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設（定員29名以下のものに限る。）

エ 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（第10条の4第1項第5号の措置に係る者に対する事業を除く。）を行う施設

オ 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業（第10条の4第1項第4号の措置に係る者に対する事業を除く。）を行う施設

(2) 基金 京都府社会福祉施設等整備臨時特例基金をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、基金の交付対象となる事業に限る。

(1) 事業の内容は、次のとおりとする。

ア 地震や土砂災害等に対する防災対策を目的とした改修事業

イ アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修事業

ウ 建物の用途変更に伴い必要となる改修事業

エ 10年程度を経過して使用に堪えなくなった浴室及び食堂等の改修事業

- (2) 事業を実施する施設は、所有者及び運営者が社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人（以下「法人」という。）である小規模介護福祉施設とする。
- (3) 事業の実施時期は、平成26年3月31日までの間に、工事に着手し、又は工事請負契約を締結するものに限る。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象とする経費は、事業に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のために直接必要な事務に関する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。

（補助基準額）

第5条 補助基準額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号アからウに規定する施設にあつては、1施設当たり、13,000千円とする。
- (2) 第2条第1号エ及びオに規定する施設にあつては、1施設当たり、6,500千円とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助基準額と第4条に規定する補助対象経費を比較して、少ない方の額とする。

- 2 前項で算出した補助金の額が基金の交付決定額を上回る場合は、基金の交付決定額を限度とする。
- 3 第1項で算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 条例第9条の規定による申請は、事業の着手前に京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（第2号様式）
- (2) 建物の位置図、配置図、平面図及び立面図その他事業内容を示す図面
- (3) 工事費見積書（費目別内訳書を含む。）
- (4) 収支予算書
- (5) 法人の定款、寄付行為又は約款
- (6) その他参考となる書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付の予定額を決定し、文書により交付条件等を付して申請者に通知する。(第3号様式)

(交付の条件)

第9条 法人が補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を本事業の完了後8年間保管しなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (4) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める財産処分納付金の額を直ちに返還すること。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を京都市に納付させることがある。

(実績報告)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が完了した日から30日を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日(平成26年度にあつては、9月30日)のいずれか早い期日までに、京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金事業実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

- (1) 事業報告(第5号様式)
- (2) 建物の位置図、配置図、平面図及び立面図その他事業内容を示す図面
- (3) 工事請負契約書その他の契約書(費目別内訳書を含む。)
- (4) 請負業者からの完了届及び請求書又は領収書
- (5) 収支決算書

- (6) 事業の完了を示す写真
- (7) その他参考となる書類

(交付額の決定及び通知)

第11条 条例第19条の規定による交付額の決定は、実績報告が到達してから14日以内に行い、その旨を文書（第6号様式）により申請者に通知する。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年9月30日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

第1号様式（第7条関係）

京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人の所在地	法人の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。	
施設名称	
施設種別	
施設所在地	
費用の総額	
交付申請額	
着工予定年月日	
完了予定年月日	

第2号様式（第7条関係）

事業計画

1 施設の概要

- (1) 施設名称・施設種別
- (2) 施設所在地
- (3) 併設種別
- (4) 設置主体及び運営主体
- (5) 定員・ユニット数
- (6) 施設の構造 _____造 _____階建て
- (7) 敷地面積 _____m²
- (8) 延床面積 全体面積 _____m², 補助対象種別延床面積 _____m²
- (9) 開設年月日 _____年 _____月 _____日
- (10) 建築年月日 _____年 _____月 _____日
- (11) 敷地所有区分 自己所有・賃借（定期借地50年以上・その他）・買収
（敷地所有者名 _____）
- (12) 建物所有区分 自己所有・賃借（定期借家 _____年以上・その他）・買収
（建物所有者名 _____）

2 事業の概要

- (1) 事業の目的, 内容及び効果

(2) 資金計画

ア 対象経費支出予定額 _____円（うち消費税 _____円）

※経費内訳（具体的に）

イ 財源内訳

(ア) 京都市補助金 _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 自己資金 _____円

借入金 _____円

寄付金 _____円

(ウ) 合計 _____円

(3) 施工計画

ア 工事請負契約年月日 _____年 _____月 _____日

イ 着工（予定）年月日 _____年 _____月 _____日

ウ 完了（予定）年月日 _____年 _____月 _____日

3 その他参考事項

第3号様式（第8条関係）

京都市指令保長長第 号
平成 年 月 日

京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金交付通知書

様

京 都 市 長
(担当 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)

平成 年 月 日付けで申請がありました京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金については、京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 不交付（理由 _____）
- 2 交付予定額 金 _____ 円
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、要綱第7条の規定に基づき申請された事業に関するもの以外に支出してはなりません。
 - (2) 要綱第7条の規定に基づき申請された事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
 - (3) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。
 - (4) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を本事業の完了後8年間保管しなければなりません。
 - (5) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付

け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはなりません。

- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあります。
- (8) 上記の各号のほか、この補助金は「要綱」に定める各条項に従って使用されなければなりません。
- (9) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告（京都市を代表する者は、京都市長）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第10条関係）

京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金事業実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人の所在地	法人の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、事業実績を報告します。	
施設名称	
施設種別	
施設所在地	
費用の総額	
補助金の額	
着工年月日	
完了年月日	

(注) 工事契約金額報告書（別紙1）を添付すること。

第5号様式（第10条関係）

事業報告

1 施設の概要

- (1) 施設名称・施設種別
- (2) 施設所在地
- (3) 併設種別
- (4) 設置主体及び運営主体
- (5) 定員・ユニット数
- (6) 施設の構造 _____造 _____階建て
- (7) 敷地面積 _____m²
- (8) 延床面積 全体面積 _____m², 補助対象種別延床面積 _____m²
- (9) 開設年月日 _____年 _____月 _____日
- (10) 建築年月日 _____年 _____月 _____日
- (11) 敷地所有区分 自己所有・賃借（定期借地50年以上・その他）・買収
（敷地所有者名 _____）
- (12) 建物所有区分 自己所有・賃借（定期借家 _____年以上・その他）・買収
（建物所有者名 _____）

2 事業の概要

- (1) 事業の目的, 内容及び効果

(2) 資金計画

ア 対象経費支出予定額 _____円（うち消費税 _____円）

※経費内訳（具体的に）

イ 財源内訳

(ア) 京都市補助金 _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 自己資金 _____円

借入金 _____円

寄付金 _____円

(ウ) 合計 _____円

(3) 施工計画

ア 工事請負契約年月日 _____年 _____月 _____日

イ 着工年月日 _____年 _____月 _____日

ウ 完了年月日 _____年 _____月 _____日

3 その他参考事項

別紙1

年 月 日

(あて先) 京都市長

〇〇〇〇法人 〇〇〇〇

理事長 〇〇〇〇

施工業者 (請負者)

株式会社 △△△△

代表取締役 △△△△

設計監理業者 (受託者)

株式会社 △△△△

代表取締役 △△△△

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者 (委託者) 〇〇〇〇法人〇〇〇〇, 請負者 株式会社△△△△, 受託者 株式会社△△△△は, □□□□施設改修工事に係る工事請負契約及び設計監理業務委託契約を次のとおり締結し施工するとともに, 補助金についてもこれに基づいて算定したことを報告します。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更 (追加) 契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理業務委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

第6号様式（第11条関係）

京都市指令保長長第 号
平成 年 月 日

京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)

平成 年 月 日付け京都市指令保長長第 号で交付決定した京都市小規模介護福祉施設老朽改修等整備費補助金については、平成 年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告（京都市を代表する者は、京都市長）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。